

行方市と学校法人筑波学園アール医療専門職大学との包括連携協定書

行方市(以下「甲」という。)と学校法人筑波学園アール医療専門職大学(以下「乙」という。)は、これまで築き上げた実績と信頼関係を基に、今後も相互の連携により、地域社会の発展に資するため、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に包括的に連携し、双方の努力・協力によって成立するものである。また、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、相互の発展と地域共生社会の実現を目指し、もって市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次の各号に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) 社会福祉、介護福祉及び健康増進に関すること。
 - (2) まちづくり及び地域の活性化に関すること。
 - (3) 学校教育及び生涯学習に関すること。
 - (4) 人材育成に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認めること。
- 2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項等を効果的に実施するため、その具体的な推進方法、役割等について別途協議の上取り決めるものとする。
- 3 甲及び乙は、前2項に規定する事項等について、必要に応じて協議を行う。
- 4 甲及び乙は、第1項各号に掲げる事項を推進するに当たり、必要に応じ市内の関係団体と連携を図るものとする。
- 5 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。その場合、原則として、当該関係会社を当事者に加える契約により、各当事者の責任範囲を定めるものとする。

(守秘義務)

第3条 甲及び乙は、前条に規定する連携により知り得た相手方の秘密情報を事前に相手方の書面による承認を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

- 2 甲及び乙は、本協定書が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責任を負うものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月 31 日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、以後も同様とする。

(協議)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義等が生じたときは、双方協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名・押印の上、各自1通を保有する。

令和5年8月 29 日

甲 茨城県行方市麻生 1561 番地の 9

行方市長

鈴木 同也

乙 茨城県土浦市湖北 2 丁目 10 番 35 号
学校法人筑波学園 アール医療専門職大学

学 長

秋 久子